年末・年始のごみ収集カレンダー

問環境課ごみ減量推進係☎042-497-2534

1月4日㈪から通常収集です。ごみ収集カレンダーは清瀬市ごみ分別アプリ及び市ホームページ（右記QRコード参照）でも確認できます。

月	火	水	木	金	土	日
12月21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日
全地区	全地区	東地区	全地区	西地区		
	下宿、旭が丘、中里4～6丁目	西地区 元町1丁目、上清戸、中清戸、下清戸	中里1～3丁目、元町2丁目、野塩、梅園	東地区 松山、竹丘		
28日	年内収集**最終日**は**12月28日㈪可燃ごみ**、年始収集**開始日**は**1月4日㈪可燃ごみ**です。					
全地区						

※**東地区**：上清戸・中清戸・下清戸・下宿・旭が丘・中里3～6丁目
西地区：元町・中里1～2丁目・野塩・松山・竹丘・梅園

凡例 可燃 不燃 容器包装プラスチック ペットボトル 古紙・古布 びん・かん

令和9年4月から 有害ごみの戸別収集を開始します

有害ごみの収集方法を従来の拠点回収から戸別収集へ変更します。現在、市内68か所に設置している有害ごみ回収ボックスでは、事業系と思われるごみが排出されることがあり、その排出者を特定することができず、対応に苦慮している状況です。また、一部の市民の方からは、有害ごみ回収ボックスまで距離があり、出しに行くのが困難であるというご意見等も寄せられています。これらの課題を解消し、排出者責任を明確化するとともに、市民の皆さまにとってより利用しやすい仕組みを推進するために、収集方法を変更します。問環境課ごみ減量推進係☎042-497-2534

収集日

地区	収集曜日
東地区	水曜日
西地区	金曜日

不燃ごみ収集日と同日に収集します。

説明会日程

下記の日程で有害ごみの戸別収集の説明会を行います。当日直接会場までお越しください。

日時	会場
令和9年1月14日㈬ 午後6時30分～	市役所
1月19日㈫午後6時30分～	まつぼっくる
1月21日㈭午後6時30分～	野塩地域市民センター
1月23日㈮午前10時～	竹丘地域市民センター
1月23日㈮午後2時～	コミュニティプラザ ひまわり
1月24日㈯午前10時～	市役所
1月26日㈫午後6時30分～	竹丘地域市民センター
1月28日㈭午後6時30分～	生涯学習センター
1月31日㈯午前10時～	下宿地域市民センター
1月31日㈯午後2時～	中里地域市民センター

有害ごみの出し方

戸建住宅
道路に面した敷地内の収集しやすい場所にお出しください。

集合住宅
敷地内の指定された場所にお出しください。

対象の品目

品目	出し方
電池類(乾電池・ボタン電池)	透明または半透明の袋にまとめて入れて、袋に㊍とご記入ください(袋は中身が確認できるように、絵柄があるものは避けてください)
水銀体温計	
小型充電式電池(ニカド・ニッケル・リチウムイオン)	
蛍光管	割れないようにお出しください(排出容器、袋など)


有害ごみの一例

※燃やせないごみの指定収集袋及び危険物㊎の袋には入れないでください。

対象外の品目

品目	処分場所
水銀血圧計	環境課窓口(市役所3階)
膨らんだ小型充電式電池	
取り外せない小型充電式電池(30㌢未満) 例：モバイルバッテリー、ハンディファンなど	小型家電回収ボックス
LED電球・照明器具(30㌢未満)	不燃ごみ

※小型充電式電池が取り外せないもので、一番長い箇所の長さが30㌢以上のものは粗大ごみです。

小型家電回収ボックスの設置場所はこちら



使用済み小型家電回収ボックス

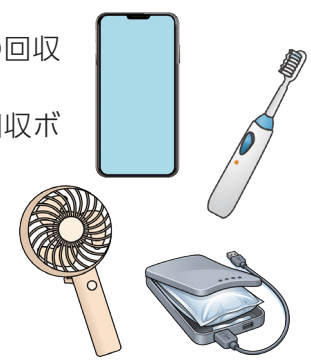
リチウムイオン電池等の処分方法

リチウムイオン電池やニカド電池、ニッケル水素電池は、充電により繰り返し使える小型充電式電池です。これらの電池は、スマートフォン・モバイルバッテリー・電動歯ブラシ・加熱式たばこ・ハンディ扇風機など、身の回りのあらゆる小型家電に内蔵されています。

詳しくはこちら

外側がプラスチック製であるために、容器包装プラスチックごみとして排出してしまうと、収集車やリサイクル工場等で発熱・発火などのおそれがあり、大変危険です。近年、リチウムイオン電池等が原因と思われる火災事故が増えています。安全な収集とリサイクルにご協力をお願いします。

【処理方法】
①上記QRコード内検索フォームに記載の回収協力店の店頭回収を利用する
②市内に設置された「使用済み小型家電回収ボックス」に投入する
※変形したり膨張しているリチウムイオン電池等は、回収ボックスには入れずに、下記窓口にお持ちください。
問環境課ごみ減量推進係
☎042-497-2534



狂犬病予防注射の制度が変わります

狂犬病予防法施行規則の改正により、令和9年3月2日から狂犬病予防注射の制度が変わります。
問環境課環境政策係☎042-497-2099



詳しくはこちら

変更点

①3月中の接種について翌年度の注射済票が交付されなくなります

これまでは、3月2日から3月31日までに接種した場合は翌年度の注射済票が交付されていましたが、これからは、現年度の注射済票が交付されます。

令和9年度分の接種は、令和9年4月1日以降にお願いします。

②注射接種時期の規定が廃止されます

4月1日から6月30日までに接種させることを定める規定が廃止され、通年で狂犬病予防注射の接種が可能となります。

任意の時期に、1年に1回の接種をお願いします。

今月の納期　**◆固定資産税・都市計画税(第3期)◆国民健康保険税(第6期)◆後期高齢者医療保険料(第6期)◆介護保険料(第6期)**
12月25日㈮までに納めてください。